

**I 福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の概要
及 び
進行管理・評価の方法**

I－1 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)の概要

(1) 「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成7年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成16年4月1日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第11条に基づき、平成18年3月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定、平成23年2月に基本計画(第2次)、平成28年3月に基本計画(第3次)を策定し、諸施策を推進してきたが、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、令和3年3月に基本計画(第4次)を策定した。

(2) 基本計画(第4次)策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する5つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」 5つの「基本理念」

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動とほかの活動の両立
- 国際的協調

(3) 基本計画(第4次)の計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間。

(4) 基本計画(第4次)の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として5つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が5年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、基本目標2の「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分をDV防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標3と4の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけている。

5つの「基本目標」

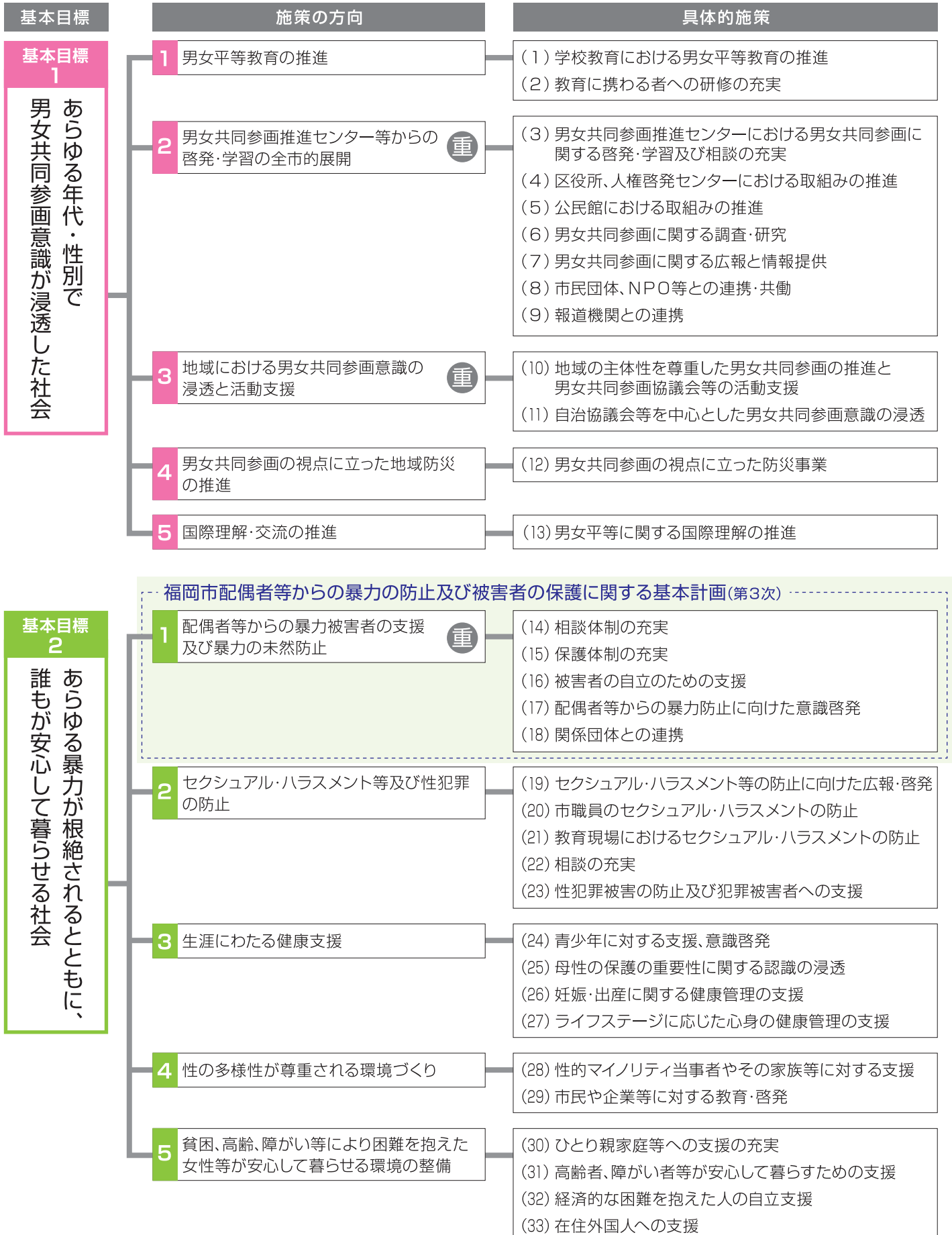
- 1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会
- 2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会
- 3 仕事と生活の調和が実現した社会
- 4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会
- 5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

(5) 基本計画(第4次)数値目標

数 値 目 標			目標値 (令和7年度)
1. 男女の固定的な役割分担意識の解消度		女性	80%
		男性	80%
2.	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 (「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合)	女性	10%
		男性	10%
	中高生の「デートDV」についての理解度 (デートDVについて「内容を知っている」と回答した中高生の割合)	中学生	50%
		高校生	80%
3.	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度 (「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合)		85%
4.	企業における女性管理職比率		15%
5.	福岡市の審議会等委員への女性の参画率		40%
	福岡市役所における女性管理職比率		20%

基本計画 体系図

重 は重点的に取り組む施策



基本目標

施策の方向

具体的施策

福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)

基本目標 3

仕事と生活の
調和が実現した社会

1 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進

重

(34) 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援
(35) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供
(36) 市役所における意識啓発
(37) 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進
(38) 男性相談の充実

2 子育て・介護支援の充実

(39) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
(40) 子育て支援の充実
(41) 介護支援の充実

基本目標 4

働く場において女性が
能力を発揮して活躍できる社会

1 働く場における女性活躍推進の支援

重

(42) 企業に対するダイバーシティ*を見据えた女性活躍推進
の取組み支援
(43) 働く女性のキャリアアップ支援
(44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供
(45) 相談の充実
(46) 農林水産業の分野における女性の参画促進

※ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢など
に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会
のことをダイバーシティ社会という。

2 女性の就業・起業支援

重

(47) 就業意識の啓発と職業能力の向上
(48) 女性の起業支援
(49) 再就職の支援

基本目標 5

あらゆる意思決定過程に男女が共に
参画する多様性に富んだ社会

1 市の政策・方針決定過程への
女性の参画促進

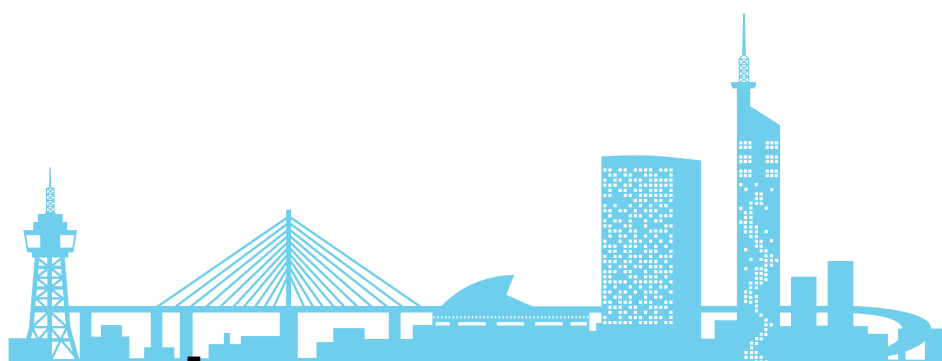
重

(50) 審議会等への女性の参画促進
(51) 市役所における男女共同参画の推進
(52) 政治分野における女性の参画促進

2 地域活動の方針決定過程への
女性の参画促進

重

(53) 自治協議会等への女性役員の参画促進
(54) 地域の女性リーダー育成と活躍支援



I-2 男女共同参画基本計画（第4次）の進行管理・実施状況評価の方法

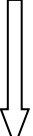
（1）進行管理・実施状況評価の考え方

① 目的

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（計画期間：令和3年度から令和7年度）の進捗状況を確認し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対象	評価者	摘要
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が実施する各事業	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施  審議会に報告 次年度以降の事業に反映	【判定区分】 〈達成度〉 A：90%以上（十分達成している） B：70%以上（ある程度達成している） C：50%以上（達成が不十分である） D：50%未満（達成できていない） 令和7年度までの事業目標を踏まえ、7年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	重点評価項目 重点的に取り組む施策（5項目）	審議会 毎年度、継続的に評価を実施  次年度以降の施策に反映	【判定区分】 〈達成状況〉 ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	基本目標 基本計画（第4次）に規定する5つの基本目標	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（令和7年度）  次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

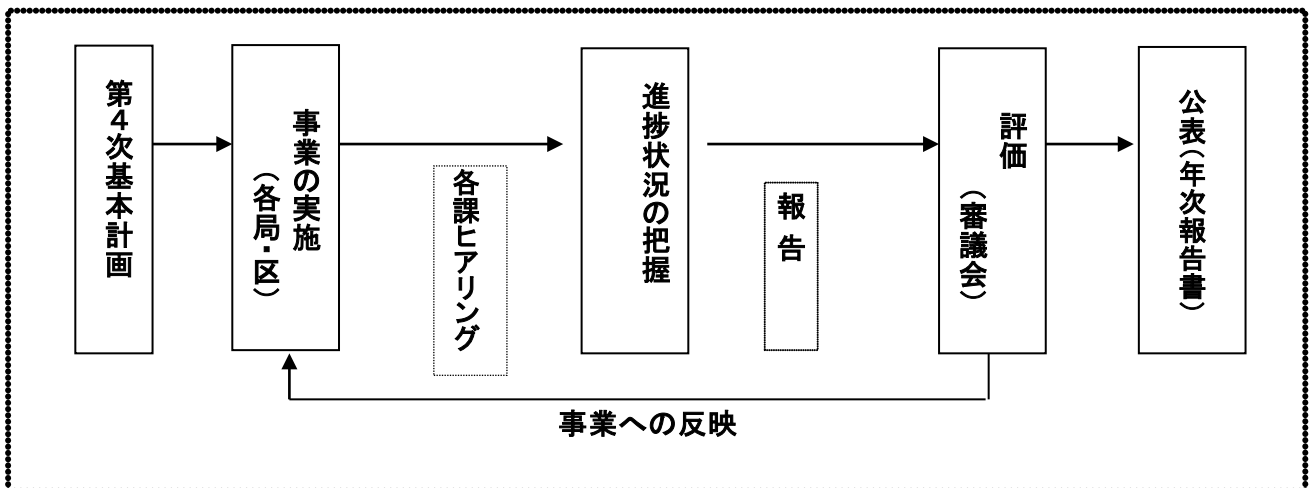
② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２）進行管理・評価の流れ



〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第12条：「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第28条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第2号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

I-3 審議会日程

開催日	会 議	審 議 項 目
8/3 (月)	第11期第6回 審議会	福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の令和7年度実施状況に対する評価について（重点評価項目） 福岡市男女共同参画基本計画（第4次）の総合評価について ○ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発 ○配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ○働く場での女性活躍の推進 ○市の政策・方針決定過程への女性の参画促進